

政策名	1グローバルロジスティクスの港		責任者	企画調整室 港湾運営企画担当課長	連携担当課
基本施策名	01国際・国内海上輸送機能の強化				
個別施策名	02既存コンテナ機能を再編・強化する		連絡先	052-654-7969	
事務事業名	01コンテナターミナル管理運営体制の見直し				

1 PLAN(目的・概要)

目的	港湾法改正に伴い導入される港湾運営会社制度を活用することにより、コンテナターミナルの効率化を図ります。	事業期間	～平成25年度
概要	本組合、名古屋コンテナ埠頭株式会社、財団法人名古屋港埠頭公社等が管理運営を行っている、本港の飛島ふ頭及び鍋田埠頭のコンテナターミナルについて、管理運営の効率化を図るため、港湾運営会社制度の活用により、名古屋港埠頭公社組織のあり方をはじめとする管理運営体制の見直しを行います。	根拠法令・要綱等	港湾法 公益法人制度改革関連法
		実施義務	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無

2 DO(実施)

22年度の実施内容 【及び23年度の実施予定】	・22年度まで、公益法人改革に伴う名古屋港埠頭公社の組織体制について検討を進めてきましたが、平成23年3月に改正された港湾法において、港湾運営会社制度が導入されることとなり、制度の導入と併せて公社のあり方についても検討する必要があります。 ・23年度中に政令等詳細な規定が示されることから、その内容を踏まえ、埠頭群となる公共ターミナルを含む飛島ふ頭東側コンテナターミナルの効率化や、名古屋港埠頭公社組織のあり方について、検討を行います。								
活動指標	年度	19	20	21	22	23	最終目標	25	備考(指標の算定方法など)
会議等の回数	単位	目標	4	4	4	-	-	-	21年度までは、公益法人改革に伴う名古屋港埠頭公社の組織体制についての検討回数を計上しました。 22年度は、港湾法改正に伴う港湾運営会社制度の導入を踏まえて実施した庁内のプロジェクトチーム検討の回数を計上しました。
	件	実績	10	2	5	7			
事業費	単位	目標							
	実績								
人員	単位	千円	719	119	48	3,000	15,000		
		人	3.00	3.00	2.45	1.15	2.90		
嘱託職員	単位	人	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00		
		人	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00		
人件費相当額	単位	千円	26,055	26,310	21,026	9,753	25,424		
		千円	26,774	26,429	21,074	12,753	40,424		
事業費・人件費の合計	単位	千円	26,774	26,429	21,074	12,753	40,424		

3 CHECK(検証)

決算ベース(H22は見込) ← 予算ベース

成果指標	年度	19	20	21	22	23	最終目標	25	備考(指標の算定方法など)	
方針策定件数	単位	目標	-	-	-	-	2	2	「港湾運営会社制度導入方針」及び「制度導入を踏まえた財団法人名古屋港埠頭公社組織のあり方」の2点について、方針を策定する必要があるため、成果指標としました。	
	件	実績	-	-	-	-				
	達成率(%)									
	単位	目標								
	実績									
	達成率(%)									
観点	課題の有無	現状の「見える化」							その他特記事項	
必要性	組合関与の必要性	有・無	・平成20年12月1日に「公益法人制度改革関連3法」が施行され、財団法人である名古屋港埠頭公社は、平成25年11月30日までの移行期間内に所用な組織改革を完了する必要があります。							※事務事業の目的(対象・意図)が類似しているため、次の事務事業をこの事務事業に整理統合しました。 1-01-02-01飛島ふ頭東側コンテナターミナル効率化の支援 1-01-02-02名古屋港埠頭公社組織の見直し
	目的・水準の妥当性	有・無	・平成23年3月の港湾法改正による港湾運営会社制度の導入については、名古屋港埠頭公社のあり方が大きく関係することから、名古屋港埠頭公社とともに本組合が積極的に関与する必要があると考えています。							
利用者などの対象者ニーズ	有・無									
有効性	成果の達成度	有・無	・国際コンテナ戦略港湾の選定に向けた計画書においては、名古屋港埠頭公社の株式会社化という方向が最も有効と考え提示したものの、最終決定には至っていません。							
	内容の妥当性	有・無	・平成23年3月の港湾法改正による港湾運営会社制度の導入を踏まえて、本組合の方針を策定していく必要があります。							
効率性	実施主体の妥当性	有・無								
	受益者負担の適正性	有・無	・名古屋港埠頭公社は本組合の100%出捐団体であり、組織の見直しに関しても、本組合が積極的に関与していくことが必要です。							
	経済性	有・無								

4 ACTION(取組)

今後の事務事業の方向性	今後の取組の方向性		今後の取組の方向性の判断理由
継続	成果	コスト	改正港湾法を踏まえた港の管理運営手法についての検討を十分に行っていく必要があるため。
	拡大	拡大	
今後の取組内容(改善策、スケジュールの建て直し等)			
・平成23年度は、港湾運営会社制度の導入に対応できるようにするため、港湾計画において「効率的な運営を特に促進する区域」の位置づけを行います。 ・また、埠頭公社のあり方とともに、港湾運営会社のあり方の方針を策定するため、平成23年度に委託調査を実施しつつ、方針決定に向けた検討を行い、方針に基づき事業化に取り組みます。			